

公開用

令和3年10月定例会

## 春日部市教育委員会会議録

令和3年10月19日

春日部市教育委員会

- I 期 日 令和3年10月19日 火曜日  
II 場 所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール  
III 開 会 14時01分  
IV 閉 会 14時10分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨  
教育長職務代理者 金森 良泰  
委員 水沼 章文  
委員 岡田 新司  
委員 秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長 大川 裕之  
学校教育部学務指導担当部長 舘野 俊之  
学校教育部次長兼学校総務課長 篠原 直樹  
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 大野 明彦  
学務課長 村田 政彦

【社会教育部】

社会教育部長 関口 信義  
社会教育部次長兼社会教育課長 神谷 司

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹 西川 宏之  
学校総務課 総務担当主査 林 亮平

VIII 署名委員の指名

金森委員

IX 会議に附した議案

議案第36号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱  
について

報告第31号 春日部市就学援助実施要綱の制定について

## X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから10月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第36号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とし説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第36号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱について、申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

春日部市立東中学校の学校歯科医の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案いたします。

委嘱する学校歯科医の一覧は、2ページにございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第36号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案どおり可決と決しました。

以上で議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第31号 春日部市就学援助実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

報告第31号、春日部市就学援助実施要綱の制定につきまして、報告いたします。

議案書3ページをご覧ください。

はじめに、このたび要綱の制定に至った理由、経緯でございますが、本年度春日部市では、就学援助事務のほか、住基、税等の各種事務を行う基幹系コンピューターシステムの更新を行ったこと、また、業務の効率化を図ることを目的に、全庁的に押印の見直しを行ったことに伴いまして、就学援助事務に関する各帳票様式を変更する必要が生じたため、旧要綱を廃止し、新たに春日部市就学援助実施要綱を制定したものでございます。

次に、旧要綱からの様式の変更箇所について説明申し上げます。

議案書の9ページから22ページまでが各様式となっておりますので、ご覧ください。

児童生徒の保護者から提出される書類として、様式1号、様式2号及び様式9号があります。

9ページから14ページの様式1号及び様式2号につきましては、システムによる出力様式ではなく、また、同意書及び委任状を含む申請書類であり、押印の必要性もあることから変更はございません。

21ページの様式9号につきましては、単に変更の届出書であることから、押印不用としております。

次に、市から児童生徒の保護者へ通知する書類の様式についてです。

15ページの様式3号から様式9号を除く22ページの様式10号までの7様式につきましては、システムにて印刷する各通知書であり、レイアウトの変更及び押印を不用としたものでございます。

また、様式7号と様式8号につきましては、従前は旧様式7号の就学援助・新入学児童生徒学用品費等所得不明通知書として、同一の様式としておりましたが、就学援助と新入学児童生徒学用品費について、それぞれ別々の様式としたものでございます。これにより、様式の数が増加したため、様式9号及び様式10号は、それぞれ従前の様式8号及び様式9号から様式番号が変更となっております。

議案書の7ページにお戻りください。

附則につきましては、この要綱の施行日を、新基幹系システムの本稼働日となる令和3

年9月21日からとするものでございます。

また、令和3年6月29日に制定した、春日部市就学援助実施要綱は廃止するものでございます。

報告第31号、春日部市就学援助実施要綱の制定につきまして、説明は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

システムの変更に伴って、様式が変更になったというのが主な内容と伺いましたが、要綱そのものの変更箇所というのがありますでしょうか。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

第6条第5項で、様式の説明が一部変更になっております。

以上でございます。

鎌田教育長

根本的に、要綱の内容に変更は無いのですね。

村田学務課長

内容についての変更はございません。

鎌田教育長

関連する条文の中の名称等が変わったということですね。

村田学務課長

はい。そうです。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大川学校教育部長

11月定例会につきましては、11月18日、木曜日、午後1時30分から、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、10月定例教育委員会を閉会いたします。